

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示
○知事許可漁業の許可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を定める件

告 示

福島県告示第三百四十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項の規定に基づき、次に掲げる漁業につき、福島県漁業調整規則（令和二年福島県規則第六十八号。以下「規則」という。）第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を別冊のとおり定める。

令和八年五月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第七十条第二号に掲げる小型機船底びき網漁業
- 二 規則第四条第一項第四号に掲げる機船船びき網漁業
- 三 規則第四条第一項第五号に掲げる刺し網漁業
- 四 規則第四条第一項第六号に掲げるかご漁業
- 五 規則第四条第一項第七号に掲げるどう漁業
- 六 規則第四条第一項第八号に掲げる固定式刺し網漁業
- 七 規則第四条第一項第九号に掲げるつぼ漁業
- 八 規則第四条第一項第十二号に掲げる地びき網漁業

（水産課）